

「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」  
報告書の骨子（案）

目次（案）

- 第1 はじめに
- 第2 本報告書における用語の定義
- 第3 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた課題
  - 1 我が国の食環境を取り巻く社会情勢
  - 2 持続可能な開発目標（SDGs）と今後の食環境づくりに向けた国際動向
- 第4 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進の方向性
  - 1 基本理念
  - 2 優先して取り組むべき課題
  - 3 対象とする食事及び食品
- 第5 主な取組内容
  - 1 栄養面等に配慮した食品の選択及び利活用の推進に関する方策
  - 2 取組の実効性の確保及び成果の適正な評価に関する方策
  - 3 参画事業者へのインセンティブ
  - 4 本取組の実施体制
- 第6 おわりに

## 第1 はじめに

- ・ 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題となっている中、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進が急務である。
- ・ こうした中、厚生労働省が策定した「健康寿命延伸プラン」において、「関係省庁や民間の様々な主体を連携し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する」取組の一つとして、「産学官連携プロジェクト本部を設置し、産学官で目標を共有した上で、それぞれ取組を展開する」こととされ、同旨の内容は、「成長戦略フォローアップ2020」（令和2年7月17日閣議決定）等にも示された。
- ・ こうした食環境づくりを推進するに当たっては、今後、次期国民健康づくり運動に向けた議論が本格化していくことも見据え、国民の健康の保持増進に効果的につなげていく視点が特に重要となる一方で、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の持続可能性を高めていく視点も大切となる。
- ・ このため、こうした食環境づくりは、健康の保持増進に関する視点を軸としつつ、事業者等が行う地球環境に配慮した取組にも焦点を当てながら、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成にも資するものとしていくことが重要である。
- ・ こうした基本認識の下、産学官等の関係者が緊密に連携し、叡智を結集して、積極的かつ具体的なアクションを展開していくことが効果的と考えられる。
- ・ 本検討会は、こうした状況を踏まえ、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方等について検討を行った。

## 第2 本報告書における用語の定義

### 1 食環境づくり

「食環境づくり」とは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に関連させて整備していくものをいう。

## 第3 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた課題

### 1 我が国の食環境を取り巻く社会情勢

#### (1) 少子高齢社会の更なる進展と迎えつつある「人生100年時代」

- ・ 総人口が減少する中、65歳以上の高齢者の割合は上昇し、現役世代1.3

人で1人の65歳以上の者を支える社会が到来する。

- ・ 「人生100年時代」を見据え、全ての人元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会づくりが重要な課題である。
- ・ この一環として、健康寿命の更なる延伸が重要であり、特に平均寿命と健康寿命の差を更に縮小していく必要がある。

## (2) 持続可能な活力ある社会の実現に立ちはだかる主な栄養課題

### ① 食塩の過剰摂取

- ・ 非感染症疾患（NCDs）と食事の関連について、世界的には全粒穀類の摂取不足が最も影響が大きい食事因子であるのに対し、我が国を含む東アジアでは、ナトリウムの多量摂取が最大の食事因子となっている。NCDsは我が国の死因の50%以上を占め、NCDsによる死亡の決定因子をみた研究によると、食事因子としては食塩の過剰摂取が最も大きい。
- ・ 我が国の食塩摂取量は、長期的にみると減少しているが、世界的には他国よりも多い傾向にある。
- ・ 我が国の食塩摂取源を把握するために、自宅で調理した料理（自宅調理）、加工食品、外食のそれぞれからのナトリウム摂取割合等を検討した研究報告によると、自宅調理からの摂取量が最も多かった。欧米では加工食品由来のナトリウム摂取割合が高く、我が国は諸外国と異なる傾向がある。
- ・ 我が国のナトリウムの過剰摂取への対策として、例えば「日本人の食事摂取基準（2020年版）」では、ナトリウム（食塩相当量）について、成人の目標量を0.5g引き下げ、男性7.5g/日未満、女性6.5g/日未満と設定するとともに、高血圧及び慢性腎臓病（CKD）の重症化予防を目的とした量として新たに6g/日未満と設定するなど、減塩の加速化に向けて対策を進めている。
- ・ 諸外国における減塩政策として、2013年の第66回世界保健総会において、世界保健機関（WHO）加盟国は2025年までに食塩摂取量を30%削減することで同意し、各国もそれぞれの状況に応じて、消費者教育、食品業界を巻き込んだ取組等を進めている。
- ・ 我が国の産学による減塩の取組として、日本高血圧学会（JSH）減塩・栄養委員会では、減塩活動の一環として、一定の基準を満たした減塩食品を「JSH減塩食品リスト」として公表し、減塩食品の正しい知識の普及・啓発を行うとともに、加工食品メーカーでの減塩食品の加速化を通じて、国民の食環境づくりを支援している。JSH減塩食品リストの創設以降、食品リスト掲載品数・売上高ともに増加し、

平成 25 年から令和元年の相対的減塩量（累計）は 5,319 トンである。

- ・ 他方、令和元年国民健康・栄養調査によると、食習慣改善の意思について、「改善することに関心がない」者と「関心はあるが改善するつもりはない」者の合計の割合は、男性 41.1%、女性 35.7%で、年齢階級別にみると男女とも 20 歳代が最も高い。また、食塩摂取量の状況別、食習慣改善の意思について、1 日の食塩摂取量が 8 g 以上の者において、健康無関心層の者の合計の割合は、男性 62.3%、女性 56.9%である。

## ② 若年女性のやせ

- ・ 「健康日本 2 1（第二次）」において、若年女性のやせは、骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることが示されている。
- ・ 令和元年における我が国の低出生体重児の割合は 9.4%で、平成 22 年までは増加し、それ以降は同水準で横ばいである。低出生体重児の増加の要因として、医学の進歩（早期産児の割合の増加）、多胎児妊娠、妊娠前の母親のやせ、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されている。
- ・ 低出生体重児の問題は、成長過程の健康課題にとどまらず、成人期の生活習慣病にも関連性が強く示唆されている。その対策においては、胎児期からの環境にも目を向け、出産を希望する女性の健康問題として、標準体重の維持、喫煙、飲酒等、個々の生活習慣を見直すなど、世代を超えた健康という観点からの健康対策が必要である。
- ・ 我が国の 20 歳代女性のやせの者（BMI < 18.5）の割合は、中長期的には増加傾向にあり、主な先進国の中でも、成人女性のやせの割合が高い状況にある。

## ③ 経済的理由による栄養格差

- ・ 平成 30 年における我が国の相対的貧困率は 15.7%、子どもの貧困率は 14.0%、子どもがいる現役世帯の貧困率は 13.1%である。
- ・ 我が国は、主な先進国の中で、子どもがいる現役世帯のうち、一人親世帯の貧困率が高い状況にある。
- ・ 国民健康・栄養調査結果によると、食品を選択する際に「栄養価」を重視すると回答した者の割合は、世帯の所得が 600 万円以上の世帯員に比較して、男女ともに 200 万円未満の世帯員で有意に低い。
- ・ 世帯の年間収入別に栄養素等摂取量をみると、世帯の年間収入が多いほど、炭水化物エネルギー比率が低く、脂質エネルギー比率が高い。一方で、世帯の年間収入によって食塩摂取量（g/1,000kcal）に違いはなく、「減塩」は世帯収入にかかわらず、共通した栄養課題で

ある。

- ・ 一部の減塩食品では、減塩の訴求の有無にかかわらず、通常品又は従来品よりも高価傾向にあるため、健康的な食事を手頃な価格で購入・利用できるようにすることが必要と考えられる。

## 2 持続可能な開発目標（SDGs）と今後の食環境づくりに向けた国際動向

### （1）国際機関等の取組

#### ① 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」及び「持続可能な開発に関するグローバル・レポート 2019」

- ・ 栄養は、持続可能な開発目標（SDGs）の全 17 ゴールのうち、少なくとも 12 ゴールと密接に関連している。持続可能な開発目標（SDGs）の達成には栄養改善の取組が不可欠である。
- ・ 国連は、SDGs 達成に向けて作成した「持続可能な開発に関するグローバル・レポート 2019」において、「持続可能なフードシステムと健康的な栄養パターンの構築」等の 6 つの重要なエントリー・ポイントを設定するとともに、今後 10 年間で緊急に対応すべき 20 の重点的対策を整理している。

#### ② 国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）による持続可能で健康的な食事の実現に向けた指針

- ・ FAO と WHO が協働し、SDGs の達成に資するものとして、持続可能で健康的な食事の実現に向けた指針を策定し、持続可能で健康的な食事の実現のためには、健康面と環境面での対策が重要であることを提唱している。

#### ③ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）特別報告書

- ・ IPCC 特別報告書では、食環境を支えるフードシステムは、気候変動の原因となる温室効果ガスの主要排出源であり、温室効果ガスを主要因とする地球温暖化は作物の栄養価の減少や食料の安定供給等にも影響することを提示している。

#### ④ 世界経済フォーラム（WEF）によるフードシステムの転換に関する報告書

- ・ WEF は 2020 年のダボス会議に合わせてフードシステムに関する報告書を公表し、フードシステムを「包摂的」・「効率的」・「持続可能」・「栄養に優れた」・「健康的」なものとして、SDGs の達成に寄与すべく転換していくことの必要性を提唱している。

#### ⑤ 欧州連合（EU）の「Farm to Fork 戦略」

- ・ EU は 2020 年 5 月に、新たな食品産業政策として「Farm to Fork 戦略」を公表し、競争力のある持続可能なフードシステムの構築にお

いて世界をリードするため、健康面と環境面に配慮した期限付きのアクションプランを策定している。

#### ⑥ 東京栄養サミット 2021 の開催

- ・ 令和3年12月に開催予定の東京栄養サミット 2021 では、健康面・環境面に配慮した食環境づくりの国際的推進に向けた議論などが予定されている。東京栄養サミットでは、健康的で持続可能な食環境づくりを含め、SDGs の達成にも資する栄養改善の推進に向けて、幅広いステークホルダーに対し、SMART コミットメントの検討・表明が期待されている。

### (2) 産業界等の取組

*第3回検討会の議論を踏まえ記載。*

## 第4 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進の方向性

### 1 基本理念

- ・ 今回の食環境づくりは、減塩の推進等の健康の保持増進に関する視点を軸としつつ、事業者が行う環境面に配慮した取組にも焦点を当てた取組として、持続可能性の向上を高める視点を持ちながら進めていくことが重要である。
- ・ 本取組は、栄養面等に配慮した食品を事業者が供給し、そうした食品を消費者が、自身の健康関心度の程度にかかわらず、自主的・合理的又は自然に選択でき、手頃な価格で購入し、ふだんの食事において利活用しやすくすることで、国民の健康の保持増進を図るとともに、活力ある持続可能な社会の実現を目指すものとする。
- ・ 本取組は、食環境づくりに関する国際動向と調和しつつも、日本を含むアジアの食生活や栄養課題は欧米等の状況とは異なる点があることについても十分踏まえた上で、推進していくことが重要である。

### 2 優先して取り組むべき課題

#### (1) 栄養面

- ・ 持続可能な活力ある社会を目指す観点から、日本はもとより、アジア諸国等も含めて、特に重要な栄養課題となっている「減塩」に優先的に取り組む。
- ・ 減塩以外には、全世代や生涯の長きにわたり関係し得る重要な栄養課題である、「経済格差に伴う栄養格差」や「若年女性のやせ」の問題も取組対象に含める。

## (2) 環境面

- ・ 持続可能な食環境づくりに関連し得る環境面の取組には、直接的に環境保全に寄与するものと情報開示等を通じて間接的に環境保全に影響を与えるものがあると考えられる。今回の食環境づくりにおいては、関係省庁の協力を得て、持続可能な食環境づくりに関係し得る環境面の取組に焦点を当てることとする。

## 3 対象とする食事及び食品

- ・ 対象とする食事としては、いわゆる「内食」（家庭内調理）、「中食」（持ち帰りの弁当・惣菜等）、「外食」等のいずれも重要であるが、今回の食環境づくりの仕組みはこれからまさに立ち上げ期を迎えるところであり、確実かつ着実な成果の創出に向けて、まずは「選択と集中」の視点が重要と考えられる。このため、今回の食環境づくりで対象とする食事は、日本人の食塩摂取源等に鑑み、当分の間、「内食」及び「中食」とする。また、対象とする食品は、これらの食事に用いる一般用加工食品とする。
- ・ なお、外食については、栄養管理や栄養成分表示の適用状況が「内食」や「中食」に用いる一般用加工食品とは大きく異なるため、今後数年間の進展状況を踏まえての検討とする。

## 第5 主な取組内容

### 1 栄養面等に配慮した食品の選択及び利活用の推進に関する方策

#### (1) 食品製造事業者に期待される主な取組

*第3回の議論を踏まえた上で記載。*

#### (2) 食品流通事業者に期待される主な取組

*第3回の議論を踏まえた上で記載。*

#### (3) メディアに期待される主な取組

*第3回の議論を踏まえた上で記載。*

#### (4) 食品製造事業者、食品流通事業者及びメディアに期待される主な取組

*第3回の議論を踏まえた上で記載。*

### 2 取組の実効性の確保及び成果の適正な評価に関する方策

*第3回の議論を踏まえた上で記載。*

### 3 参画事業者へのインセンティブ

- ・ 参画事業者の本取組内容を、今回新たに立ち上げる食環境づくりの仕組みの中でも情報発信できるようにすることにより、当該事業者の ESG 評価等の向上が期待できる。*(このほか、第3回の議論を踏まえた上で記載)*

### 4 本取組の実施体制

*第3回の議論を踏まえた上で記載。*

## 第6 おわりに

- ・ 栄養面と環境面に配慮した食環境づくりの重要性が国際的に提起される中、本検討会での整理を踏まえ、今後我が国で進めていくことになる食環境づくりは、「栄養」を軸に SDGs の達成を目指す画期的かつ具体的な取組である。こうした観点から、本取組については、東京栄養サミット 2021 の場で日本政府コミットメントとして表明することも含め、今後得られる知見や成果を、アジア諸国をはじめ、世界に広く発信・共有していくことを強く期待する。
- ・ 今後、本取組の内容が事業者に広く理解され、多くの事業者の参画を得ながら実施体制の強化を図り、本取組の発展と合わせて、活力ある持続可能な社会が構築されていくことを強く期待する。